

給付金の申請及び支給の手続き比較表

法定給付	根拠法	申請書様式	給付金の支払方法		証 明	添 付 書 類
			委任払い	被保険者の指定する金融機関口座への支払い		
傷病手当金	法第99条	11	○	○	事業主、療養担当者(医師)	※平成28年度中に提出される初回申請時のみ 過去1年間の賃金台帳(写し)
出産手当金	法第102条	10	○	○	事業主、医師・助産師	
療養費 第二家族療養費	法第87条 法第110条	14	○	○		ア)立替払いの場合 ・診療明細書(傷病名、診療内容の明細が記入されたもの) ・領収(明細)書 イ)治療用装具 ・領収書(装具や眼鏡等の名称、種類およびその内訳別の費用額が記載されたもの) ・医師の意見および装具装着証明書(弾性着衣等および小児弱視等の治療用眼鏡等除く) ・弾性着衣等装着指示書(弾性着衣等に限る) ・眼鏡等作成指示書(小児弱視等の治療用眼鏡等に限る) ウ)海外療養費 ・診療内容明細書 ・領収明細書 ・航空券(写)もしくはパスポート(写) ・海外の医療機関等に対し照会を行うことの同意書
移送費 家族移送費	法第97条 法第112条	別に定める	○	○	別に定める	別に定める
埋葬料 家族埋葬料	法第100条 法第113条	13	○	○	事業主	※左記証明がないときは、以下いずれかの死亡を証明する書類(写し) ・埋葬許可証、火葬許可証、死亡診断証、死体検案書、検視調書、亡くなった方の戸籍(除籍)謄(抄)本、住民票
出産育児一時金 家族出産育児一時金 医療機関等への直接支払制度によらないもの	法第101条 法第114条	8	○	○	医師・助産師、 又は市区町村長	・医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書(写し) ・医療機関等から交付される直接支払制度を利用していないことを証する書類「合意文書」(写し) ※左記証明がないときは、以下いずれかの出生を証明する書類(写し) ・戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、登録原票記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳、住民票
出産育児一時金等(差額・内払金)	法第101条 法第114条	9	○	○	医師・助産師、 又は市区町村	・医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書(写し) ・医療機関等から交付される直接支払制度に係る代理契約に関する文書(写し)
高額療養費	法第115条	なし	○	—		